

広島県農業会議第8回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成21年11月18日(水) 午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(17人)

1番 渡辺眞作	2番 梶原安行	3番 佐々木信幸
4番 林 武彦	5番 重光照久	6番 近廣多郎
7番 榎原勝正	8番 大元活男	9番 石田文雄
11番 中原輝雄	12番 福本正彦	14番 小泉俊雄
15番 高橋敬明	16番 山口泰治	17番 安井裕典
18番 滝口季彦	19番 中村雅宏	

4. 欠席会議員(3人)

10番 中谷憲登 13番 ト部百合子 20番 西岡恒治

5. 議 事

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 協議事項

(1)平成22年度広島県施策・予算に対する提案について

7. 報告事項

(1)平成21年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

(2)県内農産物の生育状況について

8. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営課 主査 吉長光一郎
〃 主任専門員 長嶺 孝
〃 主任主事 平野 恵子
広島市農業委員会 主査 今村好司
呉市農業委員会 係長 上原二郎
三原市農業委員会 事務局長 曾根田辰也
三次市農業委員会 主任 渡辺英俊
東広島市農業委員会 主任 福原直樹
安芸高田市農業委員会 主任 安田勝明
北広島町農業委員会 主任 下杉昌樹

9. 農業会議事務局職員

事務局長 木原政弘
次長 江上正一
主任 平山太郎

10. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第8回常任会議員会議を開会いたします。 開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
会 長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長よろしく申し上げます。
議 長	それでは、私が議長を務めさせていただきます。

	本日の出席会議員数を報告いたします。 常任会議員総数 20 人、うち 本日の出席は 17 人です。 出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第 32 条の規定により、会議は成立いたします。 議事録署名者を、私の方から指名いたします。 2 番●●会議員、19 番●●会議員に、お願いいたします。 よろしくお願いいたします。 これより審議に入ります 今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。
事務局	(議案4ページから13ページについて説明する)
議 長	ただ今の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願い致します。 (発言なし)
議 長	それでは、第 1 号議案「農地法第 4 条の規定による諮問について」を、議題にいたします。 関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。 それでは、呉市農業委員会からお願いします。
呉市農業委員会	呉市農業委員会です。 資料 1 の 1 ページ及び資料 3 の 1 ページをご覧ください。 1 番の案件についてご説明致します。●●氏による、共同墓地への転用事案です。●●氏は呉市に居住しております。 この度、申請地に共同墓地を建設するため転用しようとするものです。申請地は、呉市JR安浦駅から約 2.5 km 東に入った所にある第 2 種農地です。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。

宜しくお願い致します。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。

資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

①番の案件について説明します。●●氏によります貸資材置場への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住し、建設会社の役員をしています。

この度、会社の資材置場が手狭になったため、隣接する申請地を資材置場として転用し、会社に貸し付けようとするものです。

申請地は、三次市役所から南西へ約1.2kmに位置し、県道広島三次線に面した第2種農地です。

事業規模からみて、適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。①番の案件について説明します。

●●氏によります、資材置場への転用事案です。

●●氏は東広島市●●町に居住し、建設業を営んでいます。

この度、現在の資材置場が手狭になったため申請地を資材置場として転用しようとするものです。

申請地は、JR山陽本線西条駅の北東600mに位置する第2種農地です。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて②番の案件について説明します。資料3の4ページもあわせてご覧ください。

●●氏によります、宅地拡張の転用事案です。

●●氏は東広島市●●町に居住し、農業を営んでいます。

この度、宅地を拡張して農業用倉庫を建築し、また、庭敷として利用するため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、農地法施行令第1条の1第1号の「おおむね20㌔以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地」に該当する第1種農地です。申請人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。以上です。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の5ページをご覧ください。1番の案件について説明します。

●●氏によります宅地拡張への転用案件です。

●●氏は、安芸高田市●●町で農業を営んでいます。この度、宅地を拡張して駐車場及び庭敷として利用するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●町●●地区として昭和59年度から平成6年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。以上です。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて 29 件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長 ご質問がないので、第 1 号議案は、諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議 長 異議なしの声がありましたので、第 1 号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市 三原市農業委員会です。

農業委 資料 1 の 5 ページ及び資料 3 の 6 ページをご覧ください。1 番の案件についてご説明します。

●●によります、集会所広場への転用事案です。

この度、三原市●●町内の集会所の広場用地として利用するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として平成 15 年度から 20 年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第 1 種農地です。

本件は、農地法施行規則第 5 条の 6 第 5 号「土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

	事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。宜しくお願い致します。
三次市 農業委員会	三次市農業委員会です。 資料１の６ページ及び資料３の７ページをご覧ください。①番の案件について説明します。 ●●によります、駐車場への転用事案です。 ●●は三次市●●町の宗教法人です。この度、寺院に隣接する申請地を転用して参拝者用の駐車場にしようとするものです。 申請地は、●●工区として、昭和５０年度から昭和６０年度にかけて県営ほ場整備事業として整備された第１種農地です。 本件は、寺院周辺に設置されることが必要であり、周辺は第１種農地ばかりで他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の寺院に隣接した申請地を選定しました。 本件は、農地法施行規則第５条の４第５号「既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積を超えないもの」として、第１種農地の不許可の例外に該当します。 事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 宜しくお願い致します。
東広島市農業委員会	東広島市農業委員会です。 資料１の７ページ及び資料３の８ページをご覧ください。 ④番の案件について説明します。●●氏によります、農家住宅への転用事案です。●●氏は、東広島市●●町に居住する兼業農家です。 この度、現在の住居が公共事業により、移転することになったため、本申請地に住宅を建設するため、転用しようとするものです。 申請地は、●●地区として、昭和４７年度から昭和５６年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第１種農地です。

譲受人が居住する住宅の周辺の農地は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは、除外見込みです。

続いて、⑤番の案件について説明します。資料3の9ページもあわせてご覧下さい。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、安芸郡●●町に居住しています。この度、実家に隣接する祖父の所有する本申請地に住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、農地法施行令第1条の19第1号の「おおむね20㌖以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地」に該当する第1種農地です。周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、建築許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 以上です。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の10ページをご覧下さい。1番の案件について説明します。

●●氏によります住宅への転用案件です。

●●氏は安芸高田市●●町に居住する会社員です。

この度、妻の実家近くに住宅を建設するため、申請地を譲り受け転用しようとするものです。申請地は、●●町●●地区として昭和61年度から平成6年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて、適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の11ページをご覧ください。1番の案件について説明します。

●●氏によります、住宅への転用事案です。●●氏は広島市●●区に居住する会社員です。この度、居住の本拠を移転することとなり、父親より申請地を借用し住宅を建築しようとするものです。

申請地は、●●地区●●工区として、平成7年度から平成12年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。譲渡人が所有する土地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく圃場整備地の端に位置した本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。
以上です。

大崎上
島町農
業委員
会

大崎上島町農業委員会です。

資料１の１１ページ、及び資料３の１２ページをご覧ください。１番と２番は同一案件ですので、一括して説明致します。

有限会社●●によります、農地改良のための一時転用事案です。有限会社●●は、大崎上島町に本店を置く建設会社です。

申請地は、大崎上島町役場大崎支所から東へ２００メートルの農振農用地区域内の第３種農地です。現在は耕作放棄された傾斜地の畑であり、盛土によって営農団地として整備しようとするものです。一時転用期間を許可後３年間として、転用後は農地に復元します。本件は、農地法施行令第１条の１８第１項第１号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。以上です。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法５条の規定に基づき安芸高田市農業委員会及び北広島町農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、１１月１１日、●●常任会議員、安芸高田市農業委員会の●●会長、北広島町農業委員会の●●会長に、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●●
会議員

それでは、資料４をご覧ください。日程的には逆を動いたのですが、議案として安芸高田市の方が先に出ておりますので、そのご説明をさせていただきます。

調査対象農業委員会は安芸高田市農業委員会、調査員は先ほどご説明頂きましたように●●常任会議員と、●●北広島町農業委員会会長で、立会人は安芸高田市農業委員会会長である●●会長、事務局職員、広島県農業会議の事務局職員であり、安芸高田市の農業委員会事務局職員より説明を受けました。

調査の理由と致しましては、案件は安芸高田市●●町で畑が1筆、252㎡の第1種農地で●●さんによる一般住宅の転用です。一般住居の転用の妥当性について調査を致しました。

調査結果と致しましては申請地の現況と致しましては、安芸高田市役所の約4km西側に位置し、四方を私道、田に囲まれた既存の集落内に介在する1筆の農地です。

申請地は、昭和61年度から平成6年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

転用の理由としましては、申請人はこの度私道を隔てて、妻の実家に隣接する申請地を住宅として建築するため申請をしたものであります。申請の理由としましては、妻の両親の意向を受けて、妻の実家周辺に土地を選定したものであります。周辺は第1種農地ばかりでありまして他に適当な土地もないことからやむなく本申請地を選定しました。

転用計画の妥当性につきましては、圃場整備の端に存在しまして既存の住宅内に介在する申請地に居宅を建築しようとするのであり、転用理由、土地選択、転用面積とも妥当と認められました。

周辺の状況については、妻の実家の家が周囲にあります。その他は、道路、宅地であり、妥当だと認められます。被害防除措置計画からみても周辺農地に悪影響を及ぼす可能性はないと認められました。

他法令の状況は、農振農用地区域から除外の見込みであり、異議はございません。

続きまして、北広島町農業委員会の現地調査を致しました。

今度は逆に安芸高田市農業委員会の会長であります●●会議員を調査員と致しまして、立会人を北広島町の●●会長、事務局職員、広島県農業会

議の事務局職員であります。

説明は最初に、北広島町役場におきまして北広島町農業委員会より内容説明を受けた後、現地調整をしました。

案件としましては、北広島町の●●という地区にありまして、畑が1筆、238㎡で、1種農地であります。

●●さんの一般住宅及び駐車場を作るということでございます。

申請地の状況としましては、北広島町役場より南東約4kmに位置しております。四方を田、畑、法面、道路に囲まれた集落内に介在する1筆の農地であります。

申請地は平成7年度から平成12年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

転用理由としましては、申請人は現在町内に居住しておりますが、この度、父親より申請地を借り受けて住宅を新築し、これを機に居住の本拠地を当地域に移住するものであります。

申請人の父親は、現在、田17,485㎡、及び畑、3,417㎡を耕作しており、転居後は後継者として農業に従事する予定であります。

申請時の選定理由として、父親の所有する土地は第1種農地ばかりで、他に適当な土地もないことから、父親の住宅に隣接する本申請地を選定したものです。

転用計画の妥当性につきましては、既存の集落内に介在する農地を父親から借り受けて後継者住宅を建築するものであり、転用理由、土地選択、転用面積とも妥当だと認められます。被害防除措置計画からみて、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはないと認められ、他法令につきましては、本年9月農振農用地区域から除外の見込みでありまして、排水等におきましても農村集落排水に接続することができまして、周辺にも悪影響を及ぼすことはないと認められ、別に意義はございません。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて70件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願い致します。

(発言なし)

議 長 ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議 長 異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。

なお、次回の常任会議員会議は12月18日金曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。

それでは、協議事項といたしまして、「平成22年度広島県施策・予算に対する提案について」を、事務局から説明します。

事務局 (資料5について説明する)

議 長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長 次に、報告事項といたしまして、12月3日、東京の九段会館で行われます「平成21年度全国農業委員会会長代表者集会」につきまして、事務局より説明いたします。

事務局 (資料6について説明する)

議長 ただ今の説明につきまして、ご意見がございましたお願いいたします。

(発言なし)

議長 続きまして、「県内農作物の生育状況について」を、事務局より報告いたします。

事務局 (議案14ページから17ページについて説明する)

議長 ただ今の説明につきまして、ご意見がございましたお願いいたします。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので以上で報告事項を終わります。
それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 (次回テーマ「三原市・福山市における耕作放棄地再生対策の取り組み状況について」を提案する)

議長 次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 質疑が無いようですので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。
この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

議 長 最後に、次回の常任会議員会議は、１２月１８日 金曜日午後１時３０分
から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろし
くお願いします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。
会議員の方々には、大変ご苦勞さまでした。

１５：００ 【終了】